

森林環境税の導入

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

森林環境税ってなに？…森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する目的で創設された国税です。また、用途が定められており、森林環境整備などに利用されます。

支払う税金はどうかわるの？…1人あたり年額1,000円の森林環境税が新たに課税され、個人市・県民税均等割

各年度ごとの金額	区分		令和5年度まで	令和6年度から
	森林環境税	国税	—	1,000円
	均等割	市民税	3,500円	3,000円
		県民税	2,000円	1,500円
	合計		5,500円	5,500円

と合わせて市が徴収します。これまで東日本大震災復興基本法に基づき、個人市民税・県民税の均等割に1,000円（市民税 500 円、県民税 500 円）が加算されていましたが、この臨時的措置が終了します。

課税されない人はいるの？…次に該当する方は、森林環境税が課税されません。

	前年の合計所得金額
扶養親族がいない方	38万円以下 （給与収入で93万円以下）
扶養親族がいる方	28万×(同一生計配偶者・扶養親族の数＋1)＋26万8千円以下

ほかに、生活扶助を受けている方や、障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当し、合計所得金額が135万円以下である方は非課税です。

持続可能な国民健康保険制度のために

国民健康保険税の税率を改正します

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

広島県が医療費を基に計算した標準保険料率のとおり、令和6年度国民健康保険税の税率と賦課限度額を改正しました。



令和6年度保険税の税率と賦課限度額

年税額＝（医療分①～③の計）＋（後期高齢者支援金分①～③の計）＋（介護分①～③の計）

※カッコ内は令和5年度の数字。

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (40～65歳未満の方)
①所得割(基準総所得金額※1に対するもの)	8.67% (7.38%)	3.00% (2.49%)	2.10% (2.23%)
②均等割(加入者1人当たり)	37,175円 (28,200円)	12,571円 (10,000円)	10,706円 (10,000円)
③平等割(1世帯当たり)	23,736円 (20,600円)	8,026円 (6,900円)	5,201円 (5,100円)
資産割※2(固定資産税額に対するもの)	— (2.0%)	— (1.0%)	— (1.0%)
賦課限度額	65万円	24万円 (22万円)	17万円

※1 基準総所得金額＝令和5年中の総所得金額等－基礎控除43万円 ※2 資産割は、令和6年度から廃止

保険税の軽減・減額について

- ・所得に応じて、②均等割、③平等割を軽減（7割軽減・5割軽減・2割軽減）します。
- ・申告がない場合、保険税の軽減対象に該当する方であっても軽減することができません。また、高額療養費などの給付の判定にも影響します。

保険税の納め方

普通徴収（納付書または口座振替）または特別徴収（年金からの天引き）で納めます。令和6年度国民健康保険税の納税通知書は、7月中旬に送付予定です。詳しくは、来月の広報をご覧ください。

個人住民税の定額減税について

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

日本の経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

■対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

■減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

- ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

■徴収方法 (令和6年度分)

①給与所得に係る特別徴収 (給与所得者の方)

- ▶令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。

(定額減税の対象となる方)



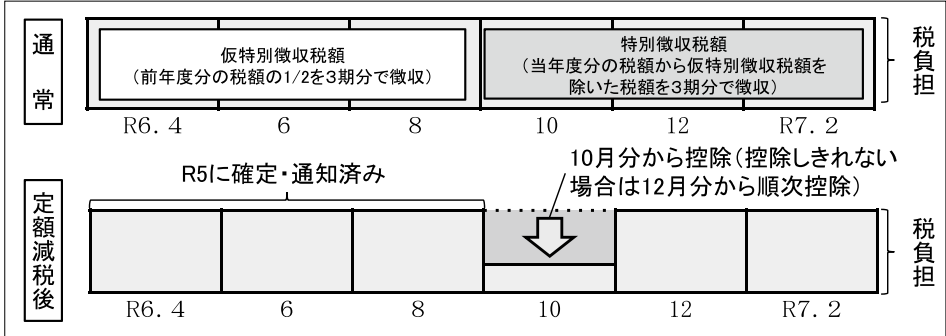
②普通徴収（事業所得者等の方）

- ▶定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③公的年金等に係る所得に係る特別徴収 (年金所得者の方)

- ▶定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



■その他

- 減税額については、納税通知書又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。